



11月22日、住民訴訟がスタート

9月10日の一都五県一斉住民監査請求から2ヶ月のうちに、東京都2100人、全体で5400人にもものぼる請求人の思いを踏みにじり、各都県の監査委員は次々に請求を却下・棄却しました。東京都の監査委員は、意見陳述の機会も与えず、わずか1回の会議で却下したばかりでなく、議事録の公開を求めたところ、なんと、議事録は「ない」という回答でした。これを受けて各都県では住民訴訟にふみきり、東京でも11月22日に提訴しました。原告の総数は192人、東京では44人の方が原告に名乗りを上げて、ハッ場ダムストップに向けて法廷での論争が始まります。

裁判には多くの時間と労力とお金がかかると予想されます(弁護士は手弁当で担当してくれますが、その他資料の印刷や調査に経費がかかります)。どうか市民の皆さまの熱意とカンパでこの訴訟を支えていただきますようにご協力宜しくお願い申し上げます。また「東京の会」では、ハッ場ダムの問題を広く市民のみなさんに知っていただくために、各地でミニ学習会を開催していきます。ぜひそちらにもお越しください。また、「ぜひ開催したい」「開催に協力したい」というご希望がありましたらご連絡頂ければ幸いです。

さて、今後裁判はどのように進んでいくのでしょうか？ 次ページでは弁護団全体、および東京弁護団の団長でもある、高橋利明弁護士に解説して頂きます。
(東京の会代表 深澤洋子)

第1回公判期日決定!!

日時 : 2005年2月16日(水)10:00~10:30

場所 : 東京地方裁判所 6階 606法廷

初公判で訴状の説明、原告の意見陳述が行われます。多くの方が傍聴し、市民の関心の高さを示しましょう。

公判後、説明会を開き、裁判所でのわかりにくいやりとりを解説します。

場所 : 弁護士会館 10:45から1時間くらい

内容 : 弁護士の説明、意見交換、各地の状況

集合 : 9:30 地方裁判所玄関前

地方裁判所 : 〒100-8920

千代田区霞が関1-1-4 : 03-3581-5411

営団地下鉄 霞ヶ関駅 出口A1 出ですぐ

傍聴に行こう!



法廷へのご案内

ハッ場ダム建設工事の負担金支出差し止め住民訴訟がまもなく始まります。
一人ひとりの市民が立ち上がり、総工事費と対策費で8800億円という巨大工事に、手を広げて待ったをかけ、おろかな施策の再考を行政に促す。胸がちょっと高鳴りますね。
法廷での傍聴、応援をお願いします。

住民の請求内容

この事件の被告は、知事と水道事業管理者です。そして、この訴訟で原告が求めているものは、ハッ場ダム建設にかかわる利水負担金と治水負担金の支出の差し止め、そして過去1年間に支出したこれらの負担金の自治体への弁済ということになります。これらの負担金の支出を違法とする理由は次に述べます。

この事件の主な争点・論点

この事件の争点ですが、原告・住民側は、実体面では、ハッ場ダムは利水の面でも不要、治水の面でも役立たず、その上に安全性にも問題があり、環境を破壊する、と主張しています。そして、このような不要で危険なダムの建設に関連して費用負担を行うのは地方自治法の定める「違法な財務会計行為」に当たり支出は違法である、と法律構成をしています。この論点は住民訴訟に特有のもので、この主張の正当性を裁判所に認めさせないと、この住民訴訟は「不適法な訴訟」となり、実体審理に入る前に、裁判所は「訴え却下」をすることになります。

しかし、不要なダムであることが明らかになれば、知事の支出行為の違法性も高まるのですから、訴訟の入り口論争だけでこの訴訟が適法か不適法かの決着がつくはずはありません。

弁護団は、被告の主張は主張として聞き置き、裁判所と被告に対して、「ダムが本当に必要なのか」についての主張、立証を促すことになります。裁判所が「訴えが適法か不適法かは、判決で示します」と言えば、第一ハードルを越えたことになります。

ストップ! ハッ場ダム学習会

第一回

日時 2005年2月27日(日)午後1:30~3:30

場所 調布たづくり 1002 学習室

Tel.0424-87-3087

京王線 調布駅南口 徒歩2分

* 調布駅南口を出て西寄りに(右手の方に)歩く。

講師 高橋利明 弁護士

資料代 300円

近くの方も、そうでない方も、ぜひお友達とご一緒にどうぞ!

*ハッ場ダムとは・・・群馬県長野原町につくろうと、構想から52年、未だダム本体の工事には至っていません。景勝吾妻渓谷を台無しにし、川原湯温泉を水没させます。

裁判手続きの進行

裁判はどんな風に進むのか。

原告は、自分たちの主張は「訴状」にしてありますが、裁判官を説得するために、次々と自分たちの訴えを「準備書面」にして主張を展開します。

裁判の前半の進行はこの「準備書面」の作成に力が注がれます。この事件では関東圏の水余りの事実、カスリン台風による出水と被害状況、現行河川改修計画の問題点、利根川や吾妻川の治水特性、ダムサイトの岩盤の危険性、湖水域の地すべり特性など、現場調査結果や、学者・専門家の協力の下に得た知見を基に準備書面を作成します。原告と弁護団の力量が試されるところです。

通常の裁判は、裁判長の「準備書面の通り陳述しますか」という質問に対し、原告（被告）代理人が「はい」と答えるという簡単なやりとりで一瞬にして終わってしまいます。しかし、この訴訟では、原告側の準備書面については、要旨を口頭で述べるように努めます。また、第1回公判では、原告代表2名も陳述する予定です。傍聴者にもわかりやすく、少しでもおもしろい裁判にしたいと考えています。

法廷が終わった後に

毎回の法廷後、弁護団は参加していただいた原告や傍聴の方々に、当日の裁判手続きの中身を説明することとします。裁判終了後、弁護士会館へお集まりください。ここでその日の報告をします。そして、今後の進行予定についてもご説明します。参加された方々もこの訴訟の進め方に知恵を貸してください。

長期戦が予想されます。みなさん、健康に気をつけて雨や山や川や水、そして裁判のことも勉強しながらハツ場ダム建設の愚かさを多くの人々、とりわけ知事さんたちに広めてゆきましょう。

（東京弁護団団長 高橋利明）



ハツ場ダムをストップさせる東京の会への入会のおさそい

これから続く裁判を勝ち抜くためにおおぜいの力が必要です。

まずは、東京の会に入会していただき、継続的にご支援下さいますようお願いいたします。

東京の会は年会費 1口 1,000円です。

会員の皆様には、会報(年4回程度)や公判期日のお知らせ、講演会やイベント開催の情報をお届けする予定です。

ハツ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう！

*会費、カンパは下記の郵便局の振替口座へお振込みください。(なお、通信欄には、会費・カンパの別、また、連絡経費の軽減のためファックス番号やメールアドレスなどもご記入ください。)

振替 :00120-8-629740 ハツ場ダムをストップさせる東京の会

12/5・住民訴訟スタート集会（東京・渋谷）に280人！

正直なところ客入りが心配でした。9月の集会から日が浅いことと田中信州知事のような有名役者がいなかったからです。しかし、ほぼ満席の280名が参加しました。これは、住民監査請求こそ却下ないし棄却されたものの、6都県住民が団結して裁判に取り組んできた成果です。この間、5400人もの請求人からの原告人選定、統一弁護団の結成、訴状の作成、と短期間のうちに大きな作業をこなしました。また、裁判提訴は新聞やテレビでも報道され、ハッ場ダム問題を一般市民に浸透させることもできました。

集会内容は下記の通りですが、ハッ場ダム問題ではこれ以上無いというほどの豪華キャストです。講演とパネルディスカッションでは、治水・利水・土木技術の3人のスペシャリストが登場し、画像を駆使しながら、ダム建設の問題点について熱弁をふるいました。あらゆる角度から見てハッ場ダム建設の必要性がない事を認識できた有意義な内容でした。また、これから長い裁判闘争に立ち向かう原告への大きな援護射撃でした。会場から多くの質問やご意見もいただきましたが、時間の関係上3名のみの採用で大変失礼しました。



12/5・オールキャスト（敬称略）1時20分～

司会者 大野博美（千葉県議）

ミニコンサート 石井ヘンドリックス

弁護団より 大川隆司（弁護団・全国市民オンブスマン）

* 訴訟の意義と展望を訴える。

講演 大熊孝（新潟大学教授）

* 利根川水系の治水事業の歴史とそのずさんさを指摘。

パネルディスカッション 嶋津? 之（水源開発問題全国連絡会）

* 国の欺瞞的な利水計画を指摘。

矢部俊介（土木技術者）

* 弱い地盤に位置する重力式ハッ場ダムの弱点を指摘。

大熊孝（同上）

コーディネーター 高橋利明（弁護団）

質疑応答 広田次男（弁護団）

連帯アピール 板井優（川辺川ダム弁護団）

籠橋隆明（徳山ダム）

市川守弘（北海道二風谷ダム他・代読）

政党アピール 石毛鏡子（民主党）塩川鉄也（共産党）保坂展人（社民党）

集会宣言 深澤洋子（東京原告団代表）、各地の原告代表が勢揃い。



もちろん、上記以外にも大勢の応援団がこの闘いに参加しています。また、総勢192人の原告には水問題や自然保護などの運動に取り組む市民や自治体議員が大勢参加しています。34名の大弁護団は、6都県の訴訟を結合させ、前例の無いユニークな裁判闘争を展開しようと張り切っています。

みなさん、どうかハッ場ダムの闘いをご支援ください。というよりも、一緒に闘いましょう。

監査請求制度を考える

陳述後に請求を棄却した千葉県を除いた5自治体の監査委員は、護送船団のように「請求は財務会計上の違法性・不当性ではなく、政策判断への見解だ」と監査を拒否した。「バカヤロー」と言いたい。どのような問題であれ、住民が「税金のムダ使いではないか」と実体資料を添付した監査請求を拒否するとは！言語道断の行為で、リコールに値する。ムム、業務を拒否する監査委員の報酬にこそ、ムダ使いとして監査請求を出したい。一体だれが監査するのだろう。

裁判とは別に、住民監査請求制度が機能していない問題を各自治体で取り上げるべきである。（田巻 誠）